

くらし



木造住宅耐震改修・  
建替え補助制度

今年度の申し込みは12月までとなりますので、お急ぎください。

【耐震診断・補強計画】

●対象となる住宅

- ▼昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で着工された住宅
- ▼木造2階建て以下の住宅
- ▼在来軸組工法による住宅（賃貸は除く）

●初めて補助対象となる住宅

●補助金額：耐震診断や補強計画策定に係る費用の3分の2以内の額で上限額は次のとおりです。

- ▼耐震診断のみ 2万円
- ▼補強計画策定のみ 8万円
- ▼耐震診断と補強計画の策定 10万円

【耐震改修・建替え】

●対象となる住宅：耐震診断

等補助制度の対象となる住宅で、建替えの場合はその建物(70㎡を超えていること)を売却して同一敷地内に

建て替える必要があります。●耐震改修の補助金額：次の合計額で最大90万円です。▼耐震改修に要した費用の2分の1(限度額80万円)

▼改修工事に係る契約事業者の本社が市内の場合は10万円上のせ

●建替えの補助金額：次の合計額で最大130万円です。

- ▼80万円
- ▼県産出材を10㎡以上使用する場合は10万円上のせ
- ▼さらに、前述の県産出材のうち八溝材を10㎡以上使用する場合は10万円上のせ

▼建築基準法に規定されている壁量に対してその1・5倍以上とした場合、またはこれと同等の耐震性を有する場合

は20万円上のせ(ただし、市による中間現地検査あり)

▼建替え工事に係る契約事業者の本社が市内の場合は10万円上のせ

※耐震診断等補助制度、耐震改修費等補助制度ともに事前に申請書の提出が必要

です。申請前に古い住宅を解体したり、新しい住宅を建築(着工)した場合には、補

助対象にはなりませんので十分ご注意ください。詳細は、左記までお問い合わせください。

問申建築指導課 B1階 TEL(23)1178

三世代用住宅を建てた方に建築費などの一部を補助します

●補助金の額：契約業者が市内の場合40万円(市外の場合は20万円)

●建物の要件

- ▼市内に平成27年4月1日以降に建築契約および完成取得した住宅
- ▼居住部分の床面積が170平方メートル以上あり、居室の数が4室以上あるもの

●申請者などの要件

- ▼三世代住宅に住む所有者または共有者のひとりであり申請時において満20歳以上の方
- ▼申請者を含め親子孫が同居していること(孫にあたる者の年齢が補助金申請時に小学校6年生までであること)

▼市税などの滞納がないこと

●その他：申請額が予算額に

達した時点で、補助金の受付を終了します。現在の補助金交付要綱は平成30年3月31日までです。申請をご検討の方はお早めにご相談ください。

問申建築住宅課 B1階 TEL(23)8724

住宅地をお求めの方へ

大田原市が所有する土地を公売によりお譲りします。

●物件：下石上1件/薄葉4件/野崎2丁目7件

※詳細は、広報おたわら12月号に掲載します。

●現地説明：平成30年1月13日(土)

※現地説明を希望される方は、平成30年1月12日(金)までに下記へ電話で申し込み。

●入札申込受付：平成30年1月18日(木)午前9時~午後5時

※受付日に申し込みができない方は、平成30年1月12日(金)までに下記へ連絡し、受付日の予約をしてください。

●入札日時：平成30年2月3日(土)

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

**栃木県最低賃金**

時間額 **800円**

栃木県内のすべての労働者とその使用者に適用されます。

平成29年10月1日 発効

特定の産業には特定最低賃金が定められています。

詳しくは、**栃木労働局労働基準部賃金室** (TEL 028-634-9109) または、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

問申財政課 TEL(23)8795

●入札参加資格：個人または法人

●入札保証金：入札に参加される方には、入札場所での入札金額の100分の5以上を、入札保証金として納めていただきます。

●入札参加場所：生涯学習センター1研修室

●入札保証金：入札に参加される方には、入札場所での入札金額の100分の5以上を、入札保証金として納めていただきます。

●入札参加資格：個人または法人

●入札保証金：入札に参加される方には、入札場所での入札金額の100分の5以上を、入札保証金として納めていただきます。

**A** 仮設庁舎A棟

**B** 仮設庁舎B棟

**東** 東別館

**文** 大田原市総合文化会館

**南** 南別館

**議** 議会棟

**11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です**

毎年11月12日(日)より25日(土)は「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です。特に11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」に定められています。「配偶者などからの暴力」「性犯罪」「ストーカー行為」「売買春・人身取引」「セクシユアルハラスメント」など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画を形成していく上で克服すべき課題です。DVを一人の力で解決することは難しいことです。悩んでいる人を見かけたら声かけ、暴力のない社会づくりにご協力ください。

- 相談窓口
- ▼市子ども幸福課 **東1階**  
TEL(23)8932
- ▼大田原警察署  
TEL(24)0110
- ▼配偶者暴力相談支援センター  
TEL028(665)8720
- ▼DV相談ナビ  
TEL0570(0)55210
- 問** 政策推進課 **A2階**  
TEL(23)8715

**那須塩原市「人権フェスタ」および「人権教育講演会」開催**

**■人権教育講演会**

●タイトル：「私を助けて！」  
〜即興劇で考えるいじめ問題〜

●日時：11月11日(土)午後1時〜

●場所：宇都宮共和国大学那須キャンパス 大講義室  
(那須塩原市鹿野崎131)

●講師：臨床心理士 丸山隆(県カウンセリング協会理事長) 鹿沼家庭教育オピニオンリーダー せせらぎ会

●人権擁護委員による特設人権相談所を開設します。午前9時30分〜午前11時30分

**問** 那須塩原市社会福祉課  
TEL0287(62)7135

**全国一斉「女性の人権ホットライン」電話相談開設**

配偶者・パートナーなどからの暴力や職場におけるセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為など、さまざまな女性の人権問題の相談に応じます。

※相談は秘密厳守となりますので、安心してご相談ください。

●日時：11月13日(月)〜19日(日)午前8時30分〜午後7時(土・日曜は午前10時〜午後5時)

**問** 宇都宮地方法務局  
栃木県人権擁護委員連合会  
TEL0570(070)810

**人権週間**

法務省と全国人権擁護委員連合会では、世界人権宣言が採択されたことを記念して、毎年12月10日を最終日とする12月4日〜10日までの1週間を「人権週間」と定め、この日を中心として全国的な啓発活動を展開しており、大田原人権擁護委員協議会でも、特設人権相談所を開設します。

**●相談内容**：いじめ・体罰・DV、セクハラやストーカー行為など人権に関する内容。

※相談は人権問題に詳しい人権擁護委員が担当しますので、安心してご相談ください。

●日時・場所：12月4日(月)左表のとおり、事前予約不要。

**問** 総務課 **A2階**  
TEL(23)1111

	時間	場所	電話番号
大田原地区	午前9時30分〜正午	市福祉センター	(23) 0223
湯津上地区	午後1時〜午後4時	佐良土多目的交流センター	(98) 3715
黒羽地区	午前9時30分〜正午	黒羽・川西地区公民館	(54) 0184

**11月9日は「119番の日」です**

秋季全国火災予防運動初日の11月9日は「119番の日」です。消防に対する正しい理解と認識をさらに深めるとともに、防火防災意識の高揚に資することを目的として制定されました。

**●119番通報から出勤までのしくみ**

①119番通報は、那須地区消防本部庁舎に併設されている栃木北東地区消防指

令センターで全て受信します。  
②住所や近くの目標物、状況など必要な事をお聞きしますので、慌てずに落ち着いてお話しください。  
※携帯電話やスマートフォンでの119番通報時は、「GPS機能をON」にすることで迅速に災害地点を特定することができます。  
③災害種別(火災・救急)や場所が確認できた時点で災害現場近くの消防署に予告指令を出し、準備が整い次第出勤します。

**●聴覚や発語に障がいのある方へ**

『NET119緊急通報システム』は、聴覚や発語に障がいのある方のためのシステムです。携帯電話・スマートフォンを使い、素早く119番に通報することができます。ご利用を希望される方は、最寄りの消防署へお問い合わせください。

**問** 那須地区消防本部通信指令課  
TEL(28)5111